

○議事日程

令和6年3月6日（水） 午前9時00分開議

- 日程第 1 ・松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙
- 日程第 2 ・発議第 1 号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3 ・同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 4 ・諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 ・議案第 6 号 開成町基金条例を制定することについて
- 日程第 6 ・議案第 7 号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 ・議案第 8 号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 ・議案第 9 号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 ・議案第 10 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 ・議案第 11 号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 ・議案第 12 号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 ・議案第 13 号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 13 ・議案第 14 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 14 ・議案第 15 号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 15 ・議案第 16 号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第16・議案第17号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17・議案第18号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18・議案第19号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19・議案第20号 令和6年度開成町一般会計予算について
- 日程第20・議案第21号 令和6年度開成町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21・議案第22号 令和6年度開成町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第22・議案第23号 令和6年度開成町給食事業特別会計予算について
- 日程第23・議案第24号 令和6年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第24・議案第25号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第25・議案第26号 令和6年度開成町水道事業会計予算について
- 日程第26・議案第27号 令和6年度開成町下水道事業会計予算について

○本日の会議に付議した事件
議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 清水友紀	2番 吉田敏郎
3番 石田史行	4番 井上慎司
5番 武井正広	6番 星野洋一
7番 今西景子	8番 寺野圭一郎
9番 佐々木昇	10番 山下純夫
11番 前田せつよ	

○説明のため出席した者

町	長 山 神 裕 副	町	長 石 井 護
教 育	長 井 上 義 文	参 事 (兼)	田 中 栄 之
参 事 (兼)	中 戸 川 進 二	参 事 (兼)	小 玉 直 樹
総 務 課	長	防 災 安 全 課	長
財 務 課	長 高 橋 清 一	総 合 窓 口 課	長 土 井 直 美

税務課長	山口哲也	福祉介護課長	奥津亮一
参事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳	こども政策担当課長	田中美津子
都市計画課長	柏木克紀	街づくり推進課長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	参事（兼） 環境上下水道課長	井上新
参事（兼） 学校教育課長	岩本浩二	生涯学習課長	高橋靖恵
会計管理者	石井直樹		

○議会事務局

事務局長	遠藤直紀	書記	佐藤久子
------	------	----	------

○副議長（前田せつよ）

皆さん、おはようございます。

山本研一議長が体調不良のため欠席届出が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長である私、前田せつよが議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年開成町議会3月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○副議長（前田せつよ）

なお、本定例会議において、マスクの着用については、議員、町執行者側ともに、御本人の判断といたします。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外三ヶ町組合議会議員に、遠藤好信さん、河上成満さん、石井勇さん、井上雅一さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名を松田町外三ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

御異議なしと認めます。ただいま指名いたしました4名が松田町外三ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第2 発議第1号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

武井正広議員、どうぞ。

○7番（武井正広）

皆さん、おはようございます。

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由

を説明いたします。

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについてが、2月随時会議で可決されたことに伴い、開成町議会委員会条例第2条に規定されている常任委員会の名称委員定数及びその所管のうち所管を変更する必要があるため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて提案いたします。

提出者、武井正広。賛成者、井上慎司。賛成者、星野洋一。

では、1枚おめくりください。

開成町条例第 号

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の改正前、改正後を御覧ください。

改正前の第2条第1号は、防災安全課、財務課、都市計画課、街づくり推進課、産業振興課及び環境上下水道課を改正後の第2条第1号ア、財務課、地域防災課、環境課、都市計画課、都市整備課及び産業振興課と改めます。

改正前の第2条第2号ア、総合窓口課、税務課、福祉介護課及び子育て健康課を、改正後の第2条第2号ア、税務窓口課、福祉介護課、保険健康課及びこども課に改めます。

附則です。

開成町課設置条例の一部を改正する条例の附則と同様、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

同意第1号について御説明いたします。

ファイル名01、同意第1号 監査委員の選任について、①議案と、②参考資料をお開きください。

提案理由。監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている田中章監査委員が本年3月31日をもって退任することに伴い、後任の監査委員を選任したいので提案いたします。

今回、選任したい樫村雄一さんは、昭和47年に神奈川県庁に入庁し、議会事務局議事課、県土整備部道路管理課、県土整備部川崎治水事務所、環境農政部神奈川農業アカデミー、衛生部秦野保健福祉事務所、企業庁海老名水道営業所所長等を歴任され、平成26年3月に神奈川県を退職されております。

退職後は、平成26年4月に、茅ヶ崎市参与に就任され、平成31年3月に退任されました。

このように、長年、神奈川県職員として様々な分野で職務を全うされただけでなく、基礎的自治体である茅ヶ崎市でも職務経験があります。

人格も高潔で、地方公共団体の財務や事業関係について精通され、行政運営に関し、優れた見識をお持ちであることから、適任と判断し、御提案させていただくものでございます。

なお、任期は令和10年3月31日までの4年間です。

詳細は、略歴を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今回、監査委員の選任について、少し質問させていただきますけれども、前任の方が小田原市、それからその前も小田原市、すると海老名からも来られた方もいらっしゃいます。今回、樫村さん、相模原という神奈川県でも遠いところから来ていただく、非常に御足労の願ってしまうのかなということを、ちょっと考えてしまうんですけれども、その辺ちょっとよろしくお願ひしたいと思えます。

○副議長（前田せつよ）

副町長。

○副町長（石井 護）

吉田議員の御質問にお答えいたします。相模原市に在住ということですが、例を言えば、ただいま町長から説明したとおり、退職後も茅ヶ崎市のほうへ参与で5年間行っておられまして、その辺から比べると5年ほどたっていますけれども、開成町

もうへんぴというか、神奈川県の間とは言いながら、それほど違いはないかなと思っています。御本人も面談をさせていただいて全然開成町、今で言う県政総合センターの、昔で言う足柄上合同庁舎、その部分にもしょっちゅう来ていたということです、特段問題はないかと思います。

○副議長（前田せつよ）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ありがとうございます。私もどうこう言うことではありませんけれども、遠くから来られるということで、ちょっと質問をさせていただきました。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

同意第1号 監査委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

諮問第1号について御説明いたします。

ファイル名02、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、①議案方針と②参考資料をお開きください。

提案理由。人権擁護委員のうち、1人の任期が令和6年6月30日をもって満了になるため、その後任者を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

今回推薦したい山本恵さんは、昭和55年から開成町職員として勤務され、行政経験が豊富であり、広く社会の実情に通じています。

また、在職中は人権に関する講演会や研修へ意欲的に参加され、特に、教育委員会及び窓口部局において、子どもや外国人等の人権に重きを置いて職務に従事され

ていました。

現在においても、女性子ども、障害者の人権に関心があり、人権問題に大変意識が高く、人格識見とも高く評価されるので、ここに推薦いたします。

任期は令和9年6月30日までの3年間です。

参考までに、略歴を添付しておりますので、御参照ください。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって推薦者を適任と認めることに決定しました。

日程第5 議案第6号 開成町基金条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。町が設置する基金の根拠条例を一本化し、一覧性を確保するとともに、基金の効率的な管理を図るため、開成町基金条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それではファイルについては03、議案第6号 開成町基金条例を制定することについてをお聞きください。それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号、開成町基金条例を制定することについて。

開成町基金条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。令和6年3月5日提出、開成町長、山神裕。

今回提出いたします背景趣旨について御説明申し上げます。

現在、開成町では開成町財政調整基金条例など、目的別に18本の基金条例を制定しているところでございます。

この中で、調査の償還に係る財源を積み立てる開成町減債基金条例がございまして、この減債基金につきましては、令和5年度の駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計における調査への借入において、国のルールにより積立てを行う必要が生じておりますが、現在の減債基金の条例では、一般会計からのみ積立て及び取崩しができない規定となっております。

また一方で、他自治体の動向といたしまして、複数ある基金条例を1つの条例にまとめることがございまして、1つの条例にまとめることにつきましては、一覧性、いわゆる体系の整理であったり、外部から見たときの分かりやすさの向上、条文の整理による適正な管理などがございまして、

よって、減債基金条例の積立ての改正も併せまして、18の基金条例を一本化する開成町基金条例の制定について制定をするものでございまして、

それでは、条例の内容について御説明いたします。2ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町基金条例第1条です。本条例の趣旨を定めるものでございまして、

次に、第2条です。基金の設置に係るものでございまして、第1項につきましては、現行の18基金のうち、特定の目的のために資金の積立てを行う基金を、基金の名称設置の目的、基金に積み立てる額に整理しており、財政調整基金から、次のページ中段の介護保険財政調整基金までの16基金を一覧としてございまして、

第2条第2項につきましては、特定の目的のために、定額の資金の運用を行う基金を、基金の名称、設置の目的、基金の額に整理しており、国民健康保険高額医療費貸付基金及び介護保険高額介護サービス費貸付基金の2つの基金がございまして、

第3条です。こちらは、各会計年度の決算における決算で生ずる余剰金の扱いについて、地方自治法の規定により、基金に繰り入れることのできる規定であり、現行の4つの基金条例に規定されているものを引き継ぐものでございまして、

第1号につきましては一般会計で、財政調整基金と減債基金でございまして、

第2号につきましては国民健康保険特別会計で、国民健康保険財政調整基金でございまして、

第3号につきましては、介護保険事業特別会計で介護保険財政調整基金でございまして、

続いて第4条です。第1項につきましては、基金の資金について適正な管理を図るもので、基金に属する現金は最も確実に有利な方法で管理することを規定しております。第2項につきましては、必要に応じて有価証券に変えることができることの規定でございまして、

次の5ページに移りまして、第5条でございまして、基金の繰替へについての規定があります。いわゆるできる規定ということで、財政上、必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替

えて運用することができるとしております。

続いて第6条です。運用益金、基金から生ずる収益についての規定でございます。

第1項につきましては、第2条第1項における特定の目的のために資金の積立てを行う基金に関するもので、例えば、金融機関で、受託した場合の利息が生じた場合には、基金に係る再掲予算に計上し、当該基金に繰り入れるものでございます。

第2項につきましては、第2条第2項における、特定の目的のために、定額の資金の運用を行う基金に関するものですが、基金の額は定額であるため、収益が発生した場合には、基金に係る会計予算に充当するものでございます。

続いて、第7条です。基金を取り崩す場合の規定であります。

第1項は、第2条第1項における特定の目的のために資金の積立てを行う基金に関するもので、その目的に限り、基金を取り崩すことができるものでございます。

第2項につきましては、第2条第1項における特定の目的のために資金を積立てを行う基金について、寄附金を基金に積立処分を行う場合については、寄附者の希望に配慮する旨の規定でございます。

続いて、第8条です。条例の施行について必要な事項を別に定めることを規定することであり、必要に応じて規則等で定めるものでございます。

そして附則でございます。

第1項、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

第2項及び第3項につきましては、現行の18の個別条例を廃止するとともに、廃止する18基金の現金等の資金については、この条例の基金に移行することとしております。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町基金条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第7号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

○町長（山神 裕）

提案理由。地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を整備するため、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第7号について御説明をさせていただきます。

ファイル名は04、議案第7号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きいただきたいと思います。

まず、今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されます。

この法改正は、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする内容となっております。

また令和5年6月9日付で、総務省自治行政局公務員部長通知が発出され、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すべきであること、これまで、勤勉手当を支給しないことを基本とする旨の助言がなされていたフルタイム会計年度任用職員についても、同様に勤勉手当を適切に支給すべきということについて、地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的な助言があったところでございます。

この法改正及び総務省通知を踏まえ本町においても、会計年度任用職員の適切な処遇を確保する観点から、令和6年6月期から勤勉手当を支給するため条例改正を行うものでございます。

なお勤勉手当の支給月数につきましては常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例を準用することとしてございます。

昨年の人事院勧告を踏まえた現行の支給月数は6月期、12月期共に1.025月年間で2.05月分となっております。

また、影響額でございますが、この後、御審議いただきます令和6年度当初予算案において、全家計を通じた勤勉手当分として約1,700万円を計上してございます。

それでは、次のページ2ページをお開きください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に改正に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条の改正は、会計年度任用職員の給与に新たに勤勉手当を追加するものでございます。

次のページ、3ページにお進みください。

第4条の次にフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定する第14条の2を新設し、第1項では、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第17条を準用することを、第2項では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第14条第2項及び第3項を準用することを、それぞれ定めるものでございます。

4ページにお進みください。

第24条の次に、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定する第24条の2を新設し、第1項では、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第14条の準用と必要な読替えを、第2項では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第24条第2項及び第3項を準用することを定めるものでございます。

5ページにお進みください。

附則でございます。

この条例の施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。会計年度任用職員にも勤勉手当という形で、期末手当の6月12月につけたというのはすごくいいことだと思います。今お話にありました1.025月、年間で1.05月で、年間で全体で1700万という話があったのですが、一般例で構いませんので、これがつくことによって、1人当たりフルタイムの方は年間どのくらい報酬というか所得が上がると考えられているのでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、本町の会計年度任用職員といたしましては、今議員からの言葉であったフルタイムという形の任用ございません。全員がパートタイムという形で任用してございますので、それぞれの人の雇用形態によって

違いますし、それから基本的には、過去6か月間の実際の任用の実績に基づいて平均額をベースにしながら、期末手当、勤勉手当を算出してまいりますので、一概に誰が幾らといったようなものはちょっと算出しにくいといった状況になっていることを御理解いただければと思います。

○副議長（前田せつよ）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

承知しました。勤勉手当って、私なんか考えると、多少なりとも変動幅があるのかなという認識ではあるのですが、何年か前もこういった話をすると、公務員は公平の原則だからというお話があるのですが、やっぱり多少なりとも、こういったところでやっぱり一生懸命頑張られているなという方には、多少めり張りというものがあったほうがやっぱり働いている方というのは、それなりに当然よしという気持ちになるじゃないですか。

ですから、そういうところは、ぜひ考えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○副議長（前田せつよ）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。制度としては、会計年度任用職員だけではなく、一般職も含めまして、成績に応じて、強弱というか、差をつけられるという制度にはなってございます。しかしながら、職員組合との関係もございまして、今のところは勤勉手当の差はつけてないといった状況がございまして、この辺につきましても、一般職も含めた検討課題といたしまして、今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようでございますので、採決を行います。

議案第7号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第8号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは議案第8号について説明させていただきます。

ファイル名は05、議案第8号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設、いわゆる認可保育所、認定こども園、幼稚園及び特定地域型保育事業、具体的には小規模保育、家庭的保育などの運営に関する基準を定めるものでございます。

今回の条例の改正は、同基準の改正に伴うもので、主な改正のポイントは3つございます。

1つ目は、保育所等における重要事項説明書が紙での掲示に加えて、インターネット等で公開することが義務づけられるため、当該改正に合わせて本条例を改正するものです。

2つ目は、教育認定を受けた満3歳以上の子どもが、保育所を利用する特定利用保育及び保育認定を受けた満3歳以上の子どもが、幼稚園を利用する特定利用教育に係る読替規定を整理するものとするものです。

3つ目は、磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の交付を定めた規定について、中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の磁氣的記録媒体に改め、文言を適正化するものです。

それでは、条文の説明をいたします。1ページ進んでいただき、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右側が改正前、左が改正後でございます。

第15条第1項第2号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律、認定こども園法の改正により、同法第3条第10項が削除され、第11項が第10項に改正されたことに伴い、引用条項を改めるものです。

第23条は、保育所等における重要事項説明書について、施設への掲示に加え、インターネットでの公開が国基準により義務づけられたことに伴う改正です。

3ページにお進みいただきまして、第35条第3項及び第36条第3項は、国基準の改正に伴い、特別利用保育、特別利用教育に係る読替規定を整理するものです。

第53条第2項第2号です。

5ページの下線部分は、媒体の種類を示さない形の時期的記録媒体に改め、字句の整理を行うものです。

附則でございます。

この条例は公布日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。第23条の改正について質問させていただきます。保育園を選ぶ際に重要事項が、これまでは掲示でしたが、インターネット上で見るようにということでした。全国の保育や教育施設が、全国で一覧になっていて比較できるような、選択の情報を得られる全国のサイトに載せるような方法を考えていらっしゃるのか、それとも自園のホームページに掲載するようにするのか、どのようにお考えになっているか具体的な方法をお聞かせください。

○副議長（前田せつよ）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの今西議員の御質問にお答えいたします。国では既に保育所等の利用、施設の情報につきまして、「ここdeサーチ」という形で、全国で既にネット配信をしております。現状既にそのような形で進んでいるということで、現状に合わせた形で

今回改正がされたものでございます。

○副議長（前田せつよ）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

ありがとうございます。4月1日からの施行となっておりますが、スケジュール感として、保育園にいつ頃依頼して十分な作業時間が確保されているか、そこら辺をお聞かせ願いたいです。

○副議長（前田せつよ）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

既に神奈川県を中心に開成町の保育所等についての情報につきましても、全国への情報公開の制度にのっとり、依頼をかけ、掲示している状況でございますので、再度、ここで見落としはないかというところで、内部で検討いたしまして必要に応じて依頼をかけていくということで早急に対応してまいります。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようでございますので、採決を行います。

議案第8号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第8 議案第9号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料の段階の判

定に関する基準等が改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第9号について御説明をさせていただきます。

ファイル名06、議案第9号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

①議案並びにファイル名06 議案第9号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、②参考資料、こちらを御覧ください。

今回の条例一部改正につきましては、介護保険料の改定を主とする改正案となっております。

まず開成町の高齢者保健福祉計画介護保険事業計画でございますが、今年度をもって第8期3年間の計画期間が終了することから、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする第9期計画を策定しております。

計画策定過程の推計では、開成町の高齢化率は、令和5年の25.2%から、3年後の令和8年では25.3%とほぼ横ばいではございますが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には30%以上と推計されております。

また、要介護、要支援認定者も同様に増加していくことが見込まれております。

高齢者や認定者の増加に伴い、介護保険に係る給付費につきましても、予防給付、介護給付共に増加すると見込んでおります。

第9期計画、3年間の総費用額につきましては、およそ43億3,000万円と、第8期の34億4,000万円を大きく上回り、率としては1.26倍になるものと推計しております。

また、給付費以外にも、総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業費も、第9期計画期間中の増加を見込んでおるところでございます。

そのような中、本条例で改定を御提案する介護保険料につきましては、第9期計画期間中のサービス見込み量を十分に精査いたしまして、必要となる保険料を算定いたしました。

算定に当たりましては、被保険者数の今後の見込み、また、認定者数の見込み、介護サービス、介護予防サービス、それぞれのサービス量の見込み、総合事業の利用見込み、それと介護報酬の改定も踏まえまして、国のシステムである見える化システムに入力した結果に加え、神奈川県の高齢者福祉サービス費などによる調整を経て策定をしたものでございます。

その結果、保険料の収入必要額につきましては、基準額で月額6,093円と算定されましたが、計画期間中に、介護保険財政調整基金を1億円程度取り崩すことによ

り、保険料の急激な上昇を抑制することとし、月額471円を補填し、基準額を5,600円と設定いたしました。

第8期との比較では、プラス200円、率としては3.7%のプラス。

年額は6万7,200円となります。また、所得段階につきましては、第8期計画では、国基準の9段階に対して13段階とする所得段階の弾力化を行っていましたが、今回の第9期より、国基準が現行の9段階から13段階に変更となります。

この変更に伴い、検討を行った結果、国基準よりもさらに一段階多い14段階とし、引き続き各所得に応じたきめ細かな保険料の設定とさせていただきます。

それでは2ページの議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後となります。

第5条の第1号から第4号でございますが、こちらは所得段階でいう第1段階から第4段階に対応するもので、生活保護の受給者や世帯全員が町民税非課税の者に対して、それぞれの調整率を掛けて保険料を算出しております。

続いて第5号は第5段階に対応いたします。本人は町民税非課税、世帯の中に課税されている方がおり、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方が対象。こちらが基準額となります。月額5,600円、年額6万7,200円となります。

次の第6号から、本人が町民税課税となります。

第6号は第6段階に対応するものです。本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方が対象となります。

3ページから5ページの第7号から第14号は、所得段階の第7段階から第14段階までに対応するもので、各所得金額により、段階決定がなされております。

次の第2項から6ページの第4項につきましては、低所得者に対する保険料の軽減となります。国では、第8期に引き続き、低所得者の負担軽減を図ることを目的として、保険料の軽減を行うこととし、その対象は、第1項の第1号から第3号に掲げるもので、各号の規定にかかわらず、保険料を設定しております。

続いて第7条第3項につきましては、国の所得段階基準に係るもので、現行の9段階を、今回から変更となった13段階に改正するものでございます。

続いて附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置です。改正後の開成町介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、従前の例によるものといたします。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。
（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようでございますので、採決を行います。

議案第9号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第10号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、協力医療機関との連携、感染症発生時の対応等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは議案第10号について御説明をさせていただきます。

ファイル名07、議案第10号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

初めに本条例の概要を御説明させていただきます。

国におきましては3年に一度、介護報酬等の改定と併せて、各介護サービスの規定の見直しを行っております。

今回も、国で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正が行われており、これを受けまして、本町におきましても開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

また、併せまして、昨年12月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための省令の改正による電磁的記録に関する改正も行ってございます。

それでは、サービス系列ごとに主な改正点を御説明させていただきます。

多機能系のサービスでは、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通いと泊まりに看護サービスが含まれる旨が明確化されました。

次に認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームなどの居住系のサービスでは、在宅医療を担う医療機関や在宅医療支援する地域の医療機関等を協力医療機関として、実効性のある連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について、見直しや義務づけがされてございます。

次に施設系のサービスでございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者、生活介護、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームにおいて緊急時等における対応方法の定期的な見直しが義務づけられました。

また、居住系サービスと同様に、協力医療機関との連携や、新興感染症発生時の対応などの見直しや義務づけがされてございます。

その他、全サービスの共通事項といたしまして、書面掲示規制の見直し、管理者の業務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進が規定されております。

御説明の中で、介護サービスごとに同様の改正を行っている部分が多くございますので、そのような点と、情報整理や文言修正に係る点につきましては、御説明を省略させていただきますと存じます。

それでは2ページの議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

第6条からは定期巡回随時対応型訪問介護看護の規定でございます。

3ページの第7条は、管理者が兼務できる事業所の範囲の明確化で、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内以外の事業所、施設等での業務への従事が、差し支えないこととされました。

次の第9条は電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

4 ページを御覧ください。

第24条につきましては、第8号及び第9号を新設いたします。いずれも、身体的拘束に関する規定となっております。

4 ページから5 ページにかかる第34条のうち、第3項は新設で、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけを規定しております。

次の第42条第2項第5号は新設で、やむを得ず、身体的拘束等を行った場合における記録の義務づけを規定しております。

次の第47条からは夜間対応型訪問介護の規定になります。

6 ページから8 ページにかかる第48条、第51条及び第58条については、これまでと同様に管理者や身体的拘束に関する規定となっております。

次の第59条の4からは、地域密着型通所介護の規定になります。

8 ページから9 ページにかかる第59条の4、第59条の9及び第59条の19につきましてはこれまで同様、管理者や身体的拘束に関する規定となっております。

11 ページの第59条の24からは、療養通所介護に関する規定になります。第59条の24、第59条の30及び第59条の37につきましても、これまで同様、管理者や身体的拘束に関する規定となっております。

12 ページから15 ページにかかる第62条から第79条につきましては、認知症対応型通所介護の規定でございます。こちらについても同様に管理者や身体的拘束に関する規定となっております。

15 ページの第82条からは小規模多機能型居宅介護の規定になります。

16 ページの第83条第1項では、管理者の兼務の範囲を規定しております。

17 ページの第92条第7号は新設で、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、対策を検討する委員会の開催頻度、指針の整備、従業者等に対する定期的な研修の実施を義務づける規定となっております。

18 ページの第106条の2は新設で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を規定しております。

19 ページの第111条からは、認知症対応型共同生活介護の規定になります。

第111条及び第121条では、管理者の兼務の範囲を規定しております。

20 ページの第125条第2項から第6項は新設で、第2項では、協力医療機関の要件を、第4項では、新興感染症発生時の対応を、第6項では退院が可能となった場合の受入れをそれぞれ規定しております。

少し飛びまして22 ページになります。

22 ページの第130条からは、地域密着型特定施設入居者生活介護の規定になります。

23 ページの第130条第11項は新設で、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化を規定しております。

24 ページの第147条第2項から第6項は新設で、第2項では協力医療機関の要

件を、第4項では新興感染症発生時の対応を、第6項では退院が可能となった場合の受入れをそれぞれ規定しております。

26ページの第151条からは、地域密着型介護老人福祉施設入所者、生活介護の規定になります。

28ページの第165条の2第2項は新設で、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じた対応方法の変更を規定しております。

第172条第1項第1号から第3号及び第2項から第5項は新設で、第1項では、協力医療機関の要件を、第5項では退院が可能となった場合の受入れを想定しております。

31ページをお願いします。31ページの第187条第5項は新設で、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者が、その管理等に係る研修の受講を規定しております。

32ページの第191条からは、看護小規模多機能型居宅介護の規定になります。

33ページの第192条では、管理者の兼務の範囲を規定しております。

次の第197条第7号は新設で、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、対策を検討する委員会の開催頻度、指針の整備従業者等に対する定期的な研修の実施を義務づける規定となっております。

少し飛びまして36ページをお願いいたします。

36ページの第203条は、電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

続いて37ページの附則をお願いいたします。

第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

ただし、第9条第2項及び第203条第1項の電磁的記録の定義が定められたことによる改正規定は公布の日から、第34条に加えた重要事項のウェブサイトへの掲載の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

第2項から第4項は経過措置となります。

第2項の身体的拘束等の適正化に係る経過措置は1年間、第3項の検討委員会の設置に係る経過措置と第4項の協力医療機関との連携に関する経過措置については、それぞれ3年間の経過措置を設けるもので、その間については努力義務として扱われます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

地域密着型サービス施設として認定されている施設は町内に幾つあるのでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。町内にある地域密着型施設としては、地域密着型の老人福祉施設として1か所、グループホームとして2か所、地域密着型の通所介護サービス事業所として6か所ございます。

○副議長（前田せつよ）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

管理はもともと別の運営体と思われるのですけれども、条例第7条ですとか管理者に関する条例で、同一敷地内以外に、その管理者が従事できるというところなのです。それに関する条例変更が多いのですけれども、それに至った理由というのはいかがでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えさせていただきます。管理者につきましては、従来、基本的には、その事業所において業務をすることとされておりました。それが、これまでやってきた中で、従来業務に支障がない範囲であれば、他の業務、他の事業所の管理者の兼務ですとか、そういった兼務の範囲が多少広がったという議論がなされた結果として、このような改正をさせていただくものでございます。

○副議長（前田せつよ）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

考えられる利用者さんにとってのメリットとしては、地域密着型として情報が、町の中で共有されて、段階が変わってきたときですとか、通ってるところを移動されるときですとかにスムーズになるのかなとは思われるのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えさせていただきます。利用されてる方の事業所の変更等につきましては、それぞれケアマネージャーさんがついていらっしゃるしますので、その方々とも相談をしながらという形になるかと思えます。

一概にその管理者については、今申し上げたように、必ずしも同一敷地内じゃなくても従事することができるという規定になっているだけですので、直接、利用者の事業所変更等々、直結するものはないと考えてございます。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者多数)

○副議長(前田せつよ)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○副議長(前田せつよ)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○副議長(前田せつよ)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分とします。

午前10時14分

○副議長(前田せつよ)

再開します。

午前10時30分

○副議長(前田せつよ)

日程第10 議案第11号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、協力医療機関との連携、感染症発生時の対応等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長(前田せつよ)

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長(奥津亮一)

それでは議案第11号について御説明させていただきます。

ファイル名08、議案第11号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

初めに本条例の概要を御説明させていただきます。

こちらにつきましても、国で定める指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正を受けまして、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

先ほどは指定地域密着型サービスの基準でございましたが、こちらについては指定地域密着型の介護予防サービスの基準の改正となります。

それでは議案2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

第6条から介護予防認知症対応型通所介護の規定になります。第6条及び3ページの第10条では、管理者が兼務できる事業所の範囲の明確化で、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内における事業所施設でなくても差し支えないこととされました。

次の第11条は、電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

5ページをお願いします。

第32条第3項は新設で、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけを規定しております。

次の第40条第2項第3号は新設で、やむを得ず身体的拘束等を行った場合における記録の義務づけを規定しております。

次の第42条は、第10号及び第11号を新設いたします。いずれも、身体的拘束に関する規定となっております。

6ページの第44条からは、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する規定になります。

7ページの第45条第1項では、管理者の兼務の範囲を規定しております。

8ページの第53条第3項は新設で、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、第1号で対策を検討する委員会の開催頻度と、従業者への周知徹底、第2号で指針の整備、第3号で従業者等に対する定期的な研修の実施を義務づける規定となっております。

次の第63条の2は新設で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員

の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を規定しております。

10ページの第72条からは介護予防認知症対応型共同生活介護の規定になります。

第72条及び第79条では、管理者の兼務の範囲を規定しております。

11ページの第83条第2項から第6項は新設で、第2項では協力医療機関の要件を、第4項では新興感染症発生時の対応を、第6項では退院となった場合の受入れをそれぞれ規定しております。

13ページの第91条については、電磁的記録の定義が定められたことによる改正になります。

続いて14ページ、附則をお願いいたします。

第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

ただし、第11条第2項及び第91条第1項の電磁的記録の定義が定められたことによる改正規定は公布の日から、第32条に加えた重要事項のウェブサイトへの掲載の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

第2項及び第3項は経過措置となり、第2項の身体的拘束等の適正化に係る経過措置は1年間、第3項の検討委員会の設置に係る経過措置は3年間の経過措置を設けるもので、その間は努力義務として扱われます。

御説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論もないようでございますので、採決を行います。

議案第11号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 議案第12号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題と

します。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、身体的拘束等の適正化の推進等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは議案第12号について御説明をさせていただきます。

ファイル名09、議案第12号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

初めに、本条例の概要を御説明させていただきます。こちらにつきましても、国で定める指定居宅サービス等の人員、設備、及び運営に関する基準等の改正を受けまして、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、第5条に第2項を新設し、事業所ごとに1人以上の介護支援専門員の配置が義務づけられました。

次の第6条では、第3項及び第4項を新設し、第3項では常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。

第4項では、管理者の兼務の範囲が規定されました。

4ページをお願いいたします。

第7条第4項は、電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

次の第13条では、第2項及び第3項を新設し、第2項では、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問した場合の交通費の受領、第3項では事前の説明と同意を規定し

ております。

少し飛んで6ページの第24条になります。

第3項は新設で、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけを規定しております。次に第31条です。7ページになりますが第2項第3号は新設で、やむを得ず身体的拘束等を行った場合における記録の義務づけを規定しております。

次の第33条では、身体的拘束に関する規定として、第3号及び第4号を新設いたします。

8ページの第19号はモニタリングに関する規定で、テレビ電話装置等を活用した面接をするための要件が規定されております。

また、11ページの第33号も新設で、情報提供に関する規定となります。

次の第36条は電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

附則でございます。

この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

ただし、第7条第4項及び第36条第1項の電磁的記録の定義が定められたことによる改正規定は公布の日から、第24条に加えた重要事項のウェブサイトへの掲載の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。第13条に関して、利用者が交通費を払うというところなんですけれども、こちら交通費の条件についての説明を、利用者またはその家族に対し説明を行うとありますが、利用者、その利用者本人の介護認定の条件などはあるのでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは御質問にお答えさせていただきます。

こちらの条例につきまして、まず介護予防支援ということになりますので、対象については要支援者の方になります。

また、ここで新設するものについては基本的には通常区域と定められておりますが、万一それを超えた場合に、超える場合については、事前に説明などが必要だということを新たに設けるものになってございます。

○副議長（前田せつよ）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

要支援者ということで、一般的に考えて御高齢の方を想定するのですけれども、御

心配になったのは、その場で現金で払うのか、そのときに軽度であっても認知症の方ですとか、そういうときに問題にならないのかというのが懸念されるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。まず、要支援認定を受けた方が対象になるというのが大前提になりまして、また、こちらの利用料金の受領につきましては、まずその料金がかかるということを御説明、また同意をしていただくこと、介護報酬とは別になるかもしれませんけれども、基本的にその場でなのか、あとは月でまとめて御請求をさせていただくのか、そちらについては事業所での対応になるかと考えてございます。

○副議長（前田せつよ）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、これは地域密着というところで、町がそういった問題がないかというのを管理していくということによろしいでしょうか。

○副議長（前田せつよ）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。こちらにつきまして町で管理をしているものについては介護報酬については毎月請求等の関係の確認ができます。そういうことはできます。

ただ、こちらの利用料金に交通費の関係については、別途介護報酬は別になりますので、そちらについては、我々のほうで、運営指導等で事業所を訪れたときに、どういうふうな形になっているのかという確認は取らせていただければと考えております。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようでございますので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成

ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第13号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国が定める基準の改正に伴い、身体的拘束等の適正化の推進等に関する基準を定める必要があるため、開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第13号について御説明をさせていただきます。

ファイル名10、議案第13号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

初めに、本条例の概要を御説明させていただきます。

こちらにつきましても国で定める指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正を受けまして、開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは議案2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

まず第5条です。第2項と新設の第3項でケアマネージャー1人当たりの取扱件数が改正されております。

3 ページの第 6 条では、管理者の兼務の範囲が規定されております。

4 ページの第 7 条第 3 項新設で、効率、中立性の確保のための取組の見直しとして、前 6 か月に作成したケアプランにおける、訪問介護や通所介護等の利用割合などを利用者に説明し理解を得ることを規定しております。

また 5 ページの同条第 5 項第 2 号は、電磁的記録の定義が定められたことによる改正でございます。

6 ページの第 1 6 条第 3 号及び第 4 号は新設で、身体的拘束に関する規定となっております。

7 ページの第 1 7 条第 1 7 号は、モニタリングに関する規定で、テレビ、電話装置等を活用した面接をするための要件が規定されております。

9 ページの第 2 5 条第 3 項は新設で、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけを規定しております。

次の第 3 2 条第 2 項第 3 号は新設で、やむを得ず身体的拘束等を行った場合における記録の義務づけを規定しております。

次の第 3 4 条は電磁的記録の定義が定められたことによる改正です。

続いて 1 0 ページを御覧ください。附則でございます。

この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

ただし第 7 条第 4 項及び第 3 4 条第 1 項の電磁的記録の定義が定められたことによる改正規定は公布の日から、第 2 5 条に加えた重要事項のウェブサイトへの掲載の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

御説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 1 3 号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 1 3 議案第 1 4 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に係る損害補償の補償基礎額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

それではファイルナンバー 1 1、議案第 1 4 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をお開きください。

初めに、今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇改善を図る観点から、損害補償に係る損害補償基礎額の引上げを行うべき非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和 6 年 2 月 9 日に公布されたことに伴い、開成町消防団員等公務災害補償条例を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは 2 ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

今回の改正を行う箇所については 2 点となります。

1 点目は、第 5 条第 2 項第 2 号中にある補償基礎額の最低額を 8, 9 0 0 円から 9, 1 0 0 円に改めるものでございます。

3 ページ目を御覧ください。2 点目は、別表の改正でございます。補償基礎額表の階級及び勤務年数別の下線で示す補償基礎額について、記載のとおり改めるものでございます。

附則でございます。

第 1 項では、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する旨を定めるものでございます。

附則第 2 項では、経過措置として、令和 6 年 4 月 1 日以降に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る損害補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び、同日前に支給

すべき事由の生じた同日までの期間に係る障害補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第14号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第14 議案第15号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第15号について御説明させていただきます。

ファイルについては、ナンバー12、議案第15号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第8号）をお開きください。

資料については2ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入になります。

10款地方交付税、1項地方交付税から、21款町債、1項町債までの補正額の計9,107万4,000円です。

次に3ページをお開きください。歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費から、4ページに移りまして、13款予備費、1項予備費までの補正額の計9,107万4,000円です。歳入歳出ともに9,107万4,000円を増額補正いたしまして、合計額は82億9,692万6,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正です。今回は追加で7件ございます。

上段から、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額、4

43万3,000円です。

その下、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、価格高騰重点支援給付金給付関係費の追加分です。金額、787万7,000円です。その下、事業名、価格高騰重点支援給付金給付関係費の均等割課税及びこども加算、金額、3,206万9,000円です。

その下、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、金額、105万2,000円です。

その下、7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、町道改良事業費、金額、126万4,000円です。その下、事業名、橋りょう整備事業費、金額、1,300万円です。その下、7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額、1億7,820万円です。

合計額2億3,789万5,000円です。

続いてその下、第3表、債務負担行為補正です。

1追加、事項、幼稚園給食栄養士業務委託料、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額649万円です。

続いて6ページをお願いいたします。第4表地方債の補正でございます。今回は変更で2件ございます。

起債の目的、町民センター改修事業債、補正前1億6,660万円について、補正後1億5,180万円に、その下、記載の目的、福祉会館改修事業債、補正前3,000万円について、補正後1億1,200万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。2歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税です。1目地方交付税、説明欄、普通交付税、5,486万7,000円の増額です。こちらは、国の予算で増額補正が行われ、再算定の結果により増額するものでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、12節、地方創生推進交付金、説明欄1つ目です、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、4,692万3,000円の増。こちらは歳出で御説明をいたします水道料金下水道使用料減免事業の実施経費に充当するものでございます。

2つ目になります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、3,973万2,000円の増。こちらは歳出で御説明いたします価格高騰重点支援給付金等の実施経費に充当するものでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下、4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金説明欄新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、22万4,000円でございます。

こちらはワクチン接種データのレイアウト変更に伴う補助金となっております。歳出では、町村情報システム共同事業組合費負担金に計上してございます。補助率は10分の10でございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして同じく説明欄、地域脱炭素移行再エネ推進交付金3,202万4,000円の減、こちらは町民センター空調工事、そして福社会館空調工事の工事費及び補助対象経費の変動に応じて減額となるものでございます。

○街づくり推進課長（井上 昇）

続きまして、1つ下、6目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、747万1,000円の減でございます。こちらは交付金が確定したことによる減額でございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、7目教育費国庫補助金、説明欄、公立学校情報機器整備費補助金78万7,000円でございます。

1人1台端末による本格的な教育活動を展開する中、より安定的な支援基盤の構築を目指しまして、課題である学校現場におけるICT支援のできる人材の不足等の解消を図るとともに、家庭への持ち帰り時における故障等の運営支援を含め、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を構築することを目的とした国からの補助金で、補助率は2分の1。事務局費、公務用パソコン管理費、学校ICT活用支援等業務委託に充当いたします。

○街づくり推進課長（井上 昇）

続きまして、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産費県補助金、説明欄、地籍調査事業費補助金268万8,000円の減額でございます。こちらは地籍調査業務に伴う補助金が確定したことによる減額でございます。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、その下、説明欄、新規就農者育成総合対策交付金、150万円の減額です。こちらは新規就農者が今年から本格的に耕作をする計画に伴って、申請をさせていましたが、家庭の事情により今年度の本格的な耕作ができなくなったという申請がありまして、県と協議をした上で減額するものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金でございます。説明欄、ふるさと応援寄附金、5,500万円の減額でございます。ふるさと応援寄附金について、今年度のこれまでの実績が、当初予算で見込んだ額を下回る予定ですので、減額するものでございます。減額の要因といたしましては、コロナ禍における巣籠もり需要が減少したことが主な要因と捉えております。減額補正の結果、令和4年度決算と同等程度となる見込みを考えてございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして、同じく2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、地方創生

応援税制に係る寄附金100万円の減でございます。いわゆる企業版ふるさと納税につきまして、寄附実績見込みに基づきまして現金分としての減額をしております。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下、3目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金、説明欄、子育て支援事業寄附金、70万3,000円の増額です。こちらは民間企業からの寄附金1件分で子育て支援事業にという意向がございましたので、令和5年10月から制度拡大をいたしました子ども医療助成事業に全額充当させていただいております。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして次のページを御覧ください。4目農林水産事業費寄附金、説明欄、あじさい維持管理事業寄附金、こちらにつきましては3団体からの寄附金がありましたので、基金へ寄附金を入れ込む形です。

その下、5目、商工費寄附金、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄附金、こちらにつきましてもあしがり郷で募金箱等により寄附がありましたので、寄附を行うものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして9目教育費寄附金、説明欄、教育振興事業寄附金、2万9,000円でございます。教育振興への活用を趣旨とする篤志家の方からの寄附金3万円になります。

○財務課長（高橋清一）

続いて18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金、説明欄公共施設整備基金繰入金、2,000万円の減額です。こちらは、福社会館及び町民センターにおける空調設備更新工事において、基金の取崩しを行うものでございますが、先に御説明がありました国の地域脱炭素移行再エネ推進交付金が減額となることから、この後御説明いたします町債も併せて財源の組替えを行っております。この関係でこの公共施設整備基金においては2,000万円の減額を行います。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目育英奨学貸付金元利収入、説明欄、育英奨学貸付金元利収入、1万8,000円でございます。体調不良等の理由から長期にわたりまして、育英奨学金の償還が滞っておりました貸付者2名からの償還金となります。

○財務課長（高橋清一）

次に、21款町債、1項町債です。福社会館及び町民センターにおける空調設備更新工事における財源の組替えとして、1目総務債、説明欄、町民センター改修事業債では1,480万円の減額を、2目民生債、説明欄、福社会館改修事業債では8,200万円の増額をいたします。

歳入の説明は以上となります。

続いて歳出になります。12ページをお願いいたします。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは12ページ歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、給与費職員退職手当組合負担金、454万2,000円の増額でございます。こちらは定年調整が令和5年度から開始され、今年度60歳到達者等の中で今年度末の退職者が確定したことにより当初見込んでいなかった特別負担金を増額するものでございます。

続きまして説明欄、その下、総務事務費、事務機器等保守委託料、35万円の増額でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、各事業の再開、拡充が行われたことから、単価契約をしている印刷機能を備えた複合機の保守委託料が不足する見込みであるので、増額するものでございます。

その下でございます。例規集システム更新業務委託料、48万7,000円の増額でございます。こちらは当初見込んでいた令和5年度中の例規データベースの更新件数70件に対し、実績が104件となる見込みでございますので、単価契約で委託している更新委託料を増額するものでございます。

その下でございます。ふるさと納税関係費、ふるさと納税推進業務委託料、3,096万4,000円の減額でございます。こちらは歳入の見込みの減額に伴いまして、業務委託料を減額するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

次に4目財産管理費でございます。説明欄、庁舎管理費の光熱水費500万円の減額でございます。こちらは庁舎のほか町民センターの電気料に係る予算でございます。町民センターでは空調設備の更新工事に係る休館等がございまして、電気使用量の減少による執行残について減額をするものでございます。

○街づくり推進課長（井上 昇）

続きまして、その下、12節委託料、説明欄、地籍調査事業費、地籍調査業務委託料、416万円の減額でございます。こちらは地籍調査業務委託に伴う入札による落札差金等によるものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金、76万2,000円の増額でございます。今回の補正要因は3点でございます。1点目が障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援システムの改修費17万1,000円の増。2点目がマイナンバーとの情報連携を図るため最新の接種情報を加える健康管理システムのレイアウト改修費22万4,400円の増。3点目が住民税均等割等のみの課税世帯等への給付金を実施するためのシステム改修費36万6,520円の増。以上の要因から、当該システムを管理運用しているシステム組合への負担金を増額するものでございます。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

続きまして、8目町民センター管理費です。こちらは、歳入側で説明がありました国庫支出金の交付額の変更などに伴い、町民センター施設整備事業費の財源更正を行うものです。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、12目諸費、説明欄、過年度分精算金4,000円の増額でございます。こちらについては地域生活支援事業費国庫補助金について、前年度の実績報告に伴い国に返還が生じるため計上させていただくものです。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく過年度分精算金、保育士等処遇改善臨時特例交付金精算金11万5,000円です。こちらは令和3年度分の国庫精算金で、新型コロナウイルス感染症への対応をしながら、保育、学童保育などの最前線で働く保育士と放課後児童支援員の処遇改善のための臨時特例交付金で、交付率10分の10のものでございます。国より金額の確定がされましたので、ここで精算させていただくものでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下になります、過年度分精算金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金精算金22万5,000円でございます。こちらは令和4年度の実績報告に伴う確定となりまして、精算金を支払うものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして13ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金、529万6,000円の増額でございます。こちらは介護保険事業特別会計における保険給付費等の増額補正に対して、一般会計から法定分を繰り出すものでございます。

続きまして、5目障害福祉費、説明欄、自立支援給付関係費、794万1,000円の増額です。こちらにつきましては一度補正予算で増額を認めいただいておりますが、その時点よりも、新規利用者やサービス利用頻度がより増加していることから、不足が見込まれるため、手数料を6万9,000円、扶助費を787万2,000円それぞれ増額させていただくものです。

その下の説明欄、地域生活支援事業費、13万5,000円の増額です。こちらの地域生活支援事業は、障害者総合支援法の障害者相談支援事業として実施しております。昨年10月のインボイス制度導入により、改めて委託先事業者が関係法令を確認したところ、当該事業が社会福祉法の非課税事業である社会福祉事業には該当しないこと、そのため消費税の申告が必要であったことが判明いたしました。また、国からの通知では、委託料の消費税等は自治体が負担すべきであることが示されたため、委託料の増額により対応するものでございます。

その下の説明欄、障害者相談支援事業費116万7,000円の増額です。こちら先ほどの地域生活支援事業費と同様の対応となりますが、こちらの事業については、足柄上地区1市5町共同で実施していることから、事務局に対する負担金として対応させていただくものでございます。

続きまして6目福社会館管理費になります。こちらは歳入で御説明させていただいた国庫補助などの増減によります財源更正となっております。

続きまして、12目価格高騰重点支援給付金給付関係費、説明欄、価格高騰重点支

援給付金給付関係費、均等割課税及びこども加算、3,226万6,000円の増額でございます。こちらは、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ脱却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援を補足する給付として、個人住民税均等割のみの課税がなされている世帯への給付並びにこども加算の給付を実施するものでございます。

対象及び給付額を御説明させていただきます。まず、個人住民税均等割のみ課税世帯については、令和5年12月1日時点で当町に住民登録があり、かつ令和5年度住民税において所得割が課せられていないもののみで構成されている世帯が対象で、給付額は1世帯当たり10万円となります。次にこども加算についてです。令和5年12月1日時点で当町に住民登録があり、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の方1人当たり5万円となります。

それでは事業費の内訳を御説明させていただきます。会計年度任用職員報酬の15万3,000円は、会計年度任用職員の報酬。職員手当等の23万2,000円は職員の時間外勤務手当。費用弁償の3万9,000円は会計年度任用職員の通勤費。消耗品費の10万円は給付金支給事務に係る事務用品の購入費。通信運搬費の17万7,000円は支給決定通知など、関係書類の郵送料。手数料3万8,000円は口座振込み手数料。事務機器等保守業務委託料2万7,000円は、複写機の使用料。価格高騰重点支援給付金の3,150万円は、均等割のみ課税世帯200世帯に10万円を乗じた2,000万円と、子ども230人に5万円を乗じた1,150万円の合計額となります。

○こども政策担当課長（田中美津子）

1 ページお進みいただいて、14 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、こちらにつきましては先ほどの寄附金につきまして子ども医療助成事業の方に財源充当させていただいたものになります。

その下、2 目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費、保育所入所児童委託料1,562万5,000円の増額です。令和5年度の人事院勧告に伴い、公定価格の各単価の改正がされました。令和5年度の改定率は5.2%増と大幅な引上げとなり、令和5年4月に遡り適用するため、支出見込み額と当初予算額との差額について、不足分について増額補正を要求させていただくものでございます。また、本来でしたら、保育に関する委託料の給付関係につきましては、国、県の補助の対象となっているため、財布、歳出の増に合わせて歳入を増額するところでございますが、当初予算の要求の段階で、利用者負担額の算定において、歳入を多く見込んでおりまして、結果的に予算額内に収まることが確定したため、今回歳入の補正の要求はございません。

その下、子ども家庭総合支援拠点運営事業費、こどもに関する各種データ連携による支援実証事業委託料、1,430万円の減額です。本事業につきましては、町事業

として令和4年度補正予算にて承認をいただき、動き出したものです。令和5年度につきましても、町事業として開成町子ども見守りシステムの構築を進める予定でしたが、こども家庭庁が進める子どもに関する各種データ連携に関する実証事業への応募があり、申請したところ、国事業として採択されたため、費用は全額こども家庭庁が負担し、事業を実施してまいりましたので、ここで減額させていただきます。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、その下、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、24節積立金、説明欄、町の花あじさい維持管理事業積立金、こちらも歳入で説明しました3団体の寄附がありましたものを積み立てるものがございます。

その下、3目農業振興費、説明欄、農業活性化推進事業費、150万円の減額、こちらも歳入で説明しました新規就農者育成総合対策交付金が減額したため、歳出も減額するものがございます。

その下、6款商工費、1項商工費、3目観光費、24節積立金、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業管理費積立金、13万円、こちらも寄附がありました寄附を積み立てるものがございます。

○街づくり推進課長（井上 昇）

次のページ15ページになります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明欄、土木総務事務費、光熱水費270万円の減額でございます。こちらは道路照明灯の電気代の減によるものです。

その下、1目道路維持費、こちらは歳入の社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源の更正です。

続きまして、その下、2目道路新設改良費、説明欄、町道改良事業費、町道用地購入費、100万円の減でございます。こちらは予定していた用地の購入が完了したため、減とするものです。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きましてその下、3目橋りょう整備費、12節委託料、説明欄、橋りょう整備事業費、駅前通り線新設橋りょう詳細設計業務委託料、420万4,000円の減です。駅前通り線の仙了川に架かる橋梁の詳細設計におきまして、入札によって計契約金額が決まりましたので減額するものがございます。

○街づくり推進課長（井上 昇）

その次、3項河川費、1目河川維持費説明欄、水路維持管理事業費光熱水費でございます100万円の減でございます。こちらは調整池ポンプに伴う電気代の減によるものです。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料、説明欄、都市計画推進事業費、南部第3地区土地区画整理事業推進業務委託料110万円の減額でございます。こちらにつきまして第8回線引き見直しにおきまして、保留地区として継続していくために地権者様に対し、今後の方向性の説明及び保留地区

存続のための地権者様の御意向のアンケート調査を委託にて実施する予定ではございましたが、手前どもで実施することができましたので、委託する必要性がなくなったことから減額するものでございます。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きましてその下、2目下水道費、ページが16ページになりますけれども、説明欄、下水道事業補助金2,126万3,000円、こちらは下水道使用料の減免の補填分となっております。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きましてその下、5項住宅費、1目住宅管理費説明欄、住宅維持管理費、円通寺団地外壁塗装等工事費、568万7,000円の減額でございます。こちらは、円通寺団地外壁等塗装工事の請負契約金額が確定したことによる減額になります。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、8款、1項消防費、1目常備消防費、説明欄、常備消防事務委託料、693万1,000円の減額でございます。令和4年度の小田原署広域消防事業特別会計の決算額が確定したことにより、減額するものでございます。主な要因としましては、大きな災害等がございませんでしたので、職員手当等の減によるものでございます。令和5年度第4期分で調整させていただきます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、育英奨学金関係費積立金、25万8,000円でございます。令和5年度の償還金につきまして窓口設定額24万円を差し引きました25万8,000円を、育英奨学金に積み立てるものです。当初予算額積立後の教育振興基金の現在高は2,416万円となります。

続きまして教育振興基金積立金、2万9,000円です。教育振興を目的とした寄附金につきまして、教育振興基金に積み立てるものです。積立後の教育振興基金の現在高は131万円となります。

続いて、学校校舎等整備基金積立金2,500万円になります。令和7年度に実施を予定しております文命中学校体育館空調工事に向けた基金の積み増しとなります。積立後の学校校舎等整備基金の現在高は1億2,788万6,000円となります。

続きまして、3項開成南小学校費、1目学校管理費、説明欄、職員更衣室ロッカー購入費6万円でございます。児童の増加及び特別支援クラスの増設等の理由によりまして、令和6年度から教職員数が増加することに伴いまして、更衣室ロッカーを創設するものです。

続いて17ページをお願いいたします。

2目教育振興費、説明欄、教科運営関係費60万5,000円でございます。令和6年度から、肢体不自由児の入学に伴いまして、特別支援クラスの開設がございました。これに伴いまして、児童の学習活動に必要な環境整備を行うもので、消耗品費におきましては、学習用の机や給食、トイレに必要な補助用具の購入、工事請負費におきましては安定して安全な状態で排せつができる環境整備といたしまして、手すり設置工

事の実施、備品購入費におきましては、学習用の肘掛け付きの椅子及び仕切り板を購入するものでございます。

続いて4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、光熱水費380万円の減額でございます。節電意識の向上及び大規模改修で設置したLED照明の効果等により生じた執行残額について減額を行うものです。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

続きまして、6項社会教育費、2目公民館費、説明欄、図書室運営事業費、会計年度任用職員報酬、127万3,000円の減です。こちらは、町民センター空調改修工事により、令和5年11月から図書室が閉室などの影響で、会計年度任用職員の勤務日の減により報酬の減額をするものです。

続きまして、7項保健体育費、2目体育施設費、説明欄、開成水辺スポーツ公園管理運営事業費、利用料金減免分補償金、44万1,000円の増です。こちらは、開成水辺スポーツ公園の利用料金の減免補填について、決算見込み額が算出されたため、44万1,000円の計上をさせていただくものです。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きましてページは18ページになります。

11款諸支出金、1項公営企業支出金、1目水道事業支出金、説明欄、水道事業会計補助金、3,275万9,000円は、水道料金減免等の補填分となっております。

○財務課長（高橋清一）

次に11款諸支出金、2項基金費、2目減債基金費、説明欄、減債基金積立金、2,071万2,000円の増額でございます。こちらは歳入側で御説明いたしました普通交付税の再算定による増額について、この増額の中に、令和6年度及び令和7年度の普通交付税算定で見込まれている臨時財政対策債の経費も含まれており、この分を減債基金に積み立てさせていただくための増額です。よって、この積み立てた額は国が見込んでいる令和6年度及び令和7年度に、取崩しを行う予定でございます。

続いて、13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を272万4,000円の増額により調整いたします。

御説明は以上でございます。

すみません、1点だけ訂正がございます。この後発言あります。

○福祉介護課長（奥津亮一）

すみません、先ほどの説明の中で1点言い間違いがございましたので、修正をお願いいたします。ページは13ページの介護保険事業特別会計繰出金でございます。私のほうで529万6,000円と申し上げましたが、正しくは495万8,000円の誤りでございました。失礼いたしました。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。10ページの歳入になります。国庫支出金の3,200万、地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業ということで、マイナス3,200万ということになったんですが、これは5年度の予算で見ると、4,785万9,000円だと思いますので、そうすると約3分の2を返却しなきゃいけないなというように話じゃないのかなと思うんですが、ちょっと私、理解が間違っていたら間違っていると書いていただきたいんですが、私が読み取る文というのは、令和5年度の、ゼロカーボンシティの創生事業の補助制度の6,041万9,000円の中の、国庫補助の分だと認識をしたんですけれども、先ほどの説明だと、町民センターと福祉会館の改修に伴うところで調整があって減額になったという話なんですけれども、もしそうだとすれば、この補助金の基を読み取るとPPAのみということですから、町民センターもしくは福祉会館のところに太陽光パネルを設置して、それから事業者から買い取るような仕組みをやりとしたんだけど、そこがやったんだけど最終的に調整したときに、この金額が減額されたということの解釈でいいんでしょうか。もう少し分かりやすく説明していただけるとありがたいんですけど。

○副議長（前田せつよ）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思います。まず基本的には、先ほどお話をされました、いわゆる地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業の中に、この金額は含まれているというのが、まず大前提です。

今の武井議員の話の中で、その対象が少し申し訳ないですが、違っているのはいわゆる空調設備の更新とLED化、この2点についてこの交付金を充てるという予定でございました。

金額については細かく申し上げますと、実は町民センター側は約860万円の増額、いわゆる補助金分としては増額になっているんです。

一方で福祉会館のほうで4,000万程度の減額が生じてございます。これは5年の予算を出すときに、大まかにこういう工事をするであろうという見積りに基づいて、国にも要求をしてお認めをいただいた金額であったのですが、実際には工事の内容が確定しまして、環境省等と調整をする中で、簡単に一番大きかったのは、いわゆる補助対象ではない工事、こちらとすれば補助対象にしてほしい工事があったわけなんですけれども、空調関係です。福祉会館の1階の一番大きなお部屋、ここについて入れる機器がどうしても、このいわゆる地域脱炭素移行の中では認めることができない機種であった、あるいは方法であったということから、結果的にこの部分については補助対象にならなかったために、大きい金額が落ちてしまったということございまして、もともとやろうと思っていた太陽光がという御発言につきましては、大変申し訳ないんですが、事実と異なりますので御理解をいただきたいと思います。

○副議長（前田せつよ）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

そうしましたら、もう1点のゼロカーボン創生事業の補助金のところにも、もともとの国庫補助というのは当てられていたものというところは認識はいいわけですね。分かりました。

○副議長（前田せつよ）

よろしいですか。

○5番（武井正広）

大丈夫です。

○副議長（前田せつよ）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようでございますので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第15号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時42分

○副議長（前田せつよ）

再開いたします。

午後1時30分

○副議長（前田せつよ）

日程第15 議案第16号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第16号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を御説明させていただきます。

ファイルは13、議案第16号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）0306修正その2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金から7款繰入金まで、補正額合計3,739万7,000円、合計14億3,806万円。

次のページに移りまして歳出でございます。

2款保険給付費から7款予備費まで、補正額合計及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正の内容でございますが、歳出は、当初の見込みよりも利用者が増加したことなどによる保険給付費の増額補正と、保険給付費等の伸びに対応するため、介護保険財政調整基金に積み立てる積立金の増額となります。

歳入では、歳出の保険給付費の増額に伴う法定分の国庫負担金などの増額補正などとなっております。

それでは7ページを御覧ください。2歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、740万円の増額。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費交付金、1,036万8,000円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、507万8,000円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費繰入金、446万1,000円の増額。

これらにつきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの科目を増額補正するものでございます。

続きまして3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分説明欄、現年度分調整交付金、2,759万3,000円の増額につきましては、当該調整交付金の交付決定額の決定による増額補正でございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、7目1節低所得者保険料軽減繰入金、説明欄、低所得者保険料軽減繰入金、49万7,000円の増額。こちらにつきましては、国の制度低所得者対策による介護保険料の軽減額が確定したことによるものでございます。

続きまして2項基金繰入金、1目1節介護保険財政調整基金繰入金、説明欄、介護保険財政調整基金繰入金1,800万円の減額補正につきましては、当初予定しておりました基金からの繰入れの必要がなくなったことにより、減額させていただくものでございます。

9ページを御覧ください。3歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、説明欄、居宅介護等サービス給付費、2,850万円の増額でございます。当初の見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、3目施設介護サービス費、説明欄、施設介護サービス給付費550万円の増額でございます。こちら一度補正予算において増額を認めいただいております。

が、その時点よりも利用者がさらに増加していることにより、不足が生じる見込みとなったことから、ここでも補正予算を計上させていただいているものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、説明欄、介護予防サービス給付費160万円の増額です。当初の見込みよりも利用者が増加したことなどによるものでございます。

続きまして3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、説明欄、高額介護等サービス給付費、270万円の増額でございます。こちらは介護サービスの利用者が増えていることにより、当初の見込みよりも対象者が増加したことによるものでございます。

続きまして、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、説明欄、特定入所者介護等サービス給付費10万円の増額でございます。こちらにつきましても当初見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

10ページを御覧ください。4款1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金、説明欄、介護保険財政調整基金積立金、999万9,000円の増額でございます。今後の保険給付費及び地域支援事業費の伸びへ対応するため、基金に積み立てる金額を増額させていただくものでございます。

続きまして7款1項1目予備費、説明欄、予備費、1,100万2,000円の減額でございます。こちらは今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で調整するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第16号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第17号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、議案第17号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）について、御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

第1表、繰越明許費、2款事業費、1項土地区画整理事業、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、5億4,819万9,000円の繰越しでございます。

令和5年度の主な事業といたしましては、売却希望者の用地の取得費用を計上してございましたが、交渉中の中で売却の承諾をいただいている方もいらっしゃいますが、建物の除却までに時間を要することなど、年度内に完了が見込めない方等がおられるため次年度へ繰越しをして対応していくものでございます。

また併せまして、土地の取得に伴う補償調査委託費等も合わせて繰越しをさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

それでは、続いて討論を行いたいと思います。討論のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論もないようですので、採決を行います。

議案17号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第17 議案第18号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

まずファイル名15、議案第18号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）をお開きください。

まず概要を説明いたします。

収入では、水道料金の基本料金分の減免を行ったことによる減額補正、及び一般会計から、減免に伴う補填分並びに電気代高騰による補填分を合わせて、補助金として受入れを行うものです。

支出では、その差額について予備費に充当するものです。

それでは、補正予算書をお開きください。

議案第18号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）。

令和5年度開成町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決額2億6,417万3,000円。補正予定額709万8,000円、合計2億7,127万1,000円。

第1項営業収益、既決額2億4,356万円。補正予定額マイナス2,566万円。合計2億1,790万円。

第2項営業外収益、既決額2,061万3,000円。補正予定額3億3,275万8,000円、合計5,337万1,000円。

支出、第11款水道事業費用、既決額2億6,417万3,000円。補正予定額709万8,000円。合計2億7,127万1,000円。

第3項予備費、既決額1,545万円、補正予定額709万8,000円。合計2,254万8,000円。

次に詳細を、令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）明細書で説明いたしますので、5ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、説明欄、水道使用料、マイナスの2,566万円。こちらは水道使用料減免に伴う使用料の減額分です。

2項営業外収益、2目他会計補助金、説明欄、一般会計補助金として料金減免補填分と電気代高騰分を合わせまして3,275万8,000円を見込んでおります。

次のページ、6ページになります。

収益的支出、今回の差額分につきまして、予備費で709万8,000円。こちらを予備費に充当しているものでございます。

その他の資料につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

ないようですので、討論に移ります。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○副議長（前田せつよ）

討論ないようでございますので採決を行います。

議案第18号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○副議長（前田せつよ）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第18 議案第19号 令和5年度開成町下水道事業会計予算補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

ファイル名16、議案第19号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）をお開きください。

最初に概要を説明いたします。収入では、下水道使用料の基本使用料分の減免を行ったことによる減額補正、及び一般会計からの減額分の補助金の受入れを行うものがございます。

それでは、補正予算書をお開きください。

議案第19号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）。

令和5年度開成町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、1款下水道事業収益、既決額5億3,234万1,000円。補正予定額0。合計5億3,234万1,000円。第1項営業収益2億8,601万7,000円、補正予定額マイナス2,126万2,000円。合計2億6,475万5,000円。

第2項営業外収益、2億4,632万4,000円。補正予定額2,126万2,000円。合計2億6,758万6,000円。

次に、詳細を令和5年度開成町下水道事業会計補正予算（第2号）明細書で説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、説明欄、下水道基本使用料減免分マイナスの2,126万2,000円でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、説明欄、これを一般会計補助金といたしまして使用料減免補填分として2,126万2,000円を収入として見込んでいるものがございます。

その他の資料につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○副議長（前田せつよ）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

(「なし」という者多数)

○副議長(前田せつよ)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○副議長(前田せつよ)

討論ないようですので採決を行います。

議案第19号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませんね。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○副議長(前田せつよ)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第19 議案第20号 令和6年度開成町一般会計予算についてから、日程第26 議案第27号 令和6年度開成町下水道事業会計予算についてまでを、開成町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたします。

町長に、令和6年度開成町当初予算提案趣旨説明を求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

ファイル名17、令和6年度開成町当初予算提案趣旨説明を御覧ください。

では、読み上げます。

令和6年度開成町当初予算の提案に当たり、町を取り巻く状況の認識と、町政運営に対する所信及び政策の概要を御説明いたします。

政府の「令和6年度の経済見通し」によると、我が国の経済は、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待されています。しかしながら、その一方で海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

こうした中、国においては、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却、「成長と分配の好循環」の実現を目指すとしています。

さて、本町においては、令和6年度は第五次開成町総合計画後期基本計画の最終年度として、各施策の進捗状況や成果・課題を総点検した上で、将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向けた施策を着実に推進します。その中でも、「未来を担う人を育てる取組」、「暮らしや健康を守り、生活の質を向上させる取組」、「社会環境の変化に対応し、持続可能なまちをつくる取組」の3項目について特に重点的に取り組むこととしました。

一般会計予算の総額は、72億6,900万円で、前年度に比べ4.5%、3億1,000万円の増となりました。歳入では、町税が6,092万7,000円の31億

3,723万8,000円で、対前年度比2.0%増となり、歳入総額の43.2%を占めています。

町民税は、人口増やコロナ禍からの回復による所得の増などの増収要因と、税制改正による定額減税などの減収要因の双方の影響が想定される中、全体としては減収を見込んでいます。個人では4,474万3,000円減の11億1,457万1,000円、法人では9,357万円増の3億6,486万円としております。

固定資産税は、地価の上昇による増の一方で、評価替えに伴う既存家屋の減価が見込まれることから、全体としては962万7,000円増の14億7,816万3,000円としております。

地方特例交付金は、税制改正の定額減税に係る町税減収の補填により、8,320万円増の1億1,620万円としています。

地方交付税は、主に前年度の法人町民税の増に伴う基準財政収入額が増となることから、普通交付税は1億円減の3億1,100万円とし、特別交付税を加えた地方交付税全体では、3億3,100万円の交付を見込んでおります。

国庫支出金は、ゼロカーボンシティ創成補助制度に係る補助金の増などにより、2,944万2,000円増の9億4,667万円を見込んでいます。

県支出金は、町民センター老朽化対策工事などに係る補助金により、2,318万9,000円増の5億2,111万5,000円を見込んでおります。

繰入金は、年度間の財政調整を行うため、財政調整基金の繰入れなど、5つの基金からの繰入れを行います。繰入金全体では、1,742万3,000円増の2億4,231万円としています。

町債は、2億3,720万円増の8億5,600万円としております。内訳としては、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債を1億9,000万円、町民センター改修事業債を2億6,500万円、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業債を4億100万円としております。

歳出では、中長期的な視点において持続可能な町政運営の実現に着実に取り組むため、選択と集中によって、より効果的かつ効率的に事業を推進していきます。

目的別では、総務費は、町民センター老朽化対策工事の実施などにより、1億8,888万1,000円増の13億1,549万2,000円です。

民生費は、障害者福祉及び児童福祉に係る扶助費の増などにより1億114万9,000円増の24億64万6,000円です。

衛生費は、ゼロカーボンシティ創成補助制度の増などにより、5,830万8,000円増の6億8,817万8,000円です。

土木費は、前年度計上した旧開成町営四ツ角団地解体工事の減などにより、4,744万5,000円減の8億8,487万1,000円です。

教育費は、小学校介助教員・生活支援員の増員、文命中学校部活動地域移行支援業務委託や、文命中学校体育館空調設備設置工事設計業務委託の実施などにより、5,227万4,000円増の7億6,839万8,000円です。

性質別では、人件費は、人事院勧告を踏まえた月例給や期末勤勉手当の支給月数の引上げ、会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始などにより、1,948万9,000円増の11億9,164万5,000円です。

維持補修費は、前年度計上した開成小学校の中庭床タイル補修工事の減などにより、1,473万4,000円減の4,349万3,000円です。

扶助費は、自立支援給付費やこども医療費の増などにより、4,223万8,000円増の14億8,029万5,000円です。

補助費等は、ゼロカーボンシティ創成補助制度の増などにより、9,215万6,000円増の11億5,065万6,000円です。

普通建設事業費は、町民センター老朽化対策工事の実施などにより、2億1,853万9,000円増の5億635万3,000円です。

投資及び出資金は、下水道事業会計への補助金及び出資金の減などにより、5,995万3,000円減の1,486万1,000円です。

繰出金は、介護保険事業特別会計や駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計への繰出金の増などにより、6,771万4,000円増の9億9,713万1,000円です。

続いて、特別会計及び企業会計です。

国民健康保険特別会計は、被保険者数は減少傾向にあるものの、高齢者の占める割合が上昇し、療養給付費及び高額療養費などが増となったことにより、4,606万3,000円増の16億7,266万4,000円です。

介護保険事業特別会計は、要介護・要支援認定者数の増により、9,899万1,000円増の14億8万5,000円です。

給食事業特別会計は、在籍児童・生徒数の変動により、60万5,000円減の1億1,205万8,000円です。

後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者数の増により、5,416万9,000円増の3億1,801万5,000円です。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計は、補償に係る調査費の増の一方で用地買収費などが減となったことにより、1億4,875万6,000円減の8億1,424万8,000円です。

水道事業会計は、水道事業経営戦略改定業務委託や町道292号線配水管新設工事などにより、602万円増の4億6,977万6,000円です。

下水道事業会計は、吉田島地区の設計業務委託や管渠敷設工事費の増などにより、1億2,223万7,000円増の9億7,212万6,000円です。

それでは、令和6年度予定事業の概要について、第五次開成町総合計画の8つの基本政策に沿って御説明いたします。

1、町民主体の自治と協働を進めるまち。

本町では、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進しています。多様化、高度化する町民のニーズに対応するため、町民、企

業などの多様な担い手との協働によるまちづくりを進めていきます。

企業版ふるさと納税を活用した官民連携の取組として、令和5年11月から開始した幼児2人と同乗できる3人乗り電動アシスト付き自転車貸出事業を推進していくほか、「お互いさま」の精神を図る地域での支え合いの活動を広げることや、あじさいまつりなどの各種イベントにおける町民・企業などとの連携を高めてまいります。

町民公益活動の活性化を図るため、町内で活動する団体、個人、事業者などの活動発表及び交流の場として、「かいせい町民フェスタ」を官民連携の実行委員会方式で開催いたします。

また、令和7年2月1日には町制施行70周年を迎えることから、記念式典や町民企画事業の実施を通じて町全体でお祝いいたします。

地域活動の拠点、災害時の避難所となる地域集会施設については、計画的に老朽化対策、維持整備、修繕を実施いたします。令和6年度は円中自治会館の外壁塗装等工事を行います。

2、未来を担う子どもたちを育むまち。

次世代の社会を担う子どもを安心して生み育てられるように、町ぐるみで地域活力を生かした子育て支援を積極的に推進します。

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月の機構改革後のこども課に「こども家庭センター」を設置します。また、庁内各課が保有する子どもに関する各種データの連携により、支援が必要な家庭を早期に発見し、早期に対応いたします。

児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援する放課後児童クラブに対する利用ニーズの増加に対応するため、開成南小学校区の学童保育所の定員を40人拡大いたします。

乳児の1か月健康診査の費用、単胎妊娠よりも高い頻度での受診が推奨される多胎妊婦の妊婦健康診査の追加受診に係る費用及び特定不妊治療に併用して自費で実施される先進医療費の一部助成を新たに行います。

また、産後ケア事業について、日帰り型、訪問型に加えて、宿泊型事業を実施するほか、産婦健康診査費用の助成の額及び回数を拡充します。

開成幼稚園においては、ICT環境を整備し、保育におけるタブレット端末の活用を開始します。画像や動画・音楽を園児と共有することなどにより、保育の幅を広げ、幼稚園教育の質の向上を図ります。

令和8年度の中学校部活動の地域移行本格実施に向け、令和6年度は文命中学校サッカー部と吹奏楽部を地域移行します。

夏季期間中の猛暑対策として、文命中学校体育館に空調設備を設置するための設計を行います。

3、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。

ライフステージに応じた生活習慣や健康づくりを支える社会環境の改善を通じて、全ての町民の健康増進と健康寿命の延伸を図ります。

栄養バランスを考えた食事を基本として、野菜の摂取や減塩、地産地消など、望ましい食習慣の定着を啓発するため、食育への関心・理解を高めるきっかけとして、県立吉田島高等学校と連携を図り、生徒考案のメニューをお弁当にして販売等を実施いたします。

65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象に、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として、秋冬に定期接種が行われる接種費用の一部助成を行います。

带状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防止していくため、50歳以上の町民を対象として、带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成を行います。

65歳以上の方を対象として健康な状態と要介護状態の間であるフレイル（虚弱）を予防し、健康寿命を延伸することを目的としたフレイル予防事業に取り組んでいます。各地区でのフレイルチェックやハイリスク者への個別支援、介護予防事業を各課が協力して実施していきます。

また、英語力を向上させることでグローバル人材の育成を図るため、英語を学びたい、上達したいと願う子どもたちを応援するために、英語に関する検定などの受験料の助成を継続して行います。

生涯学習の拠点である町民センターについては竣工から37年が経過し、各種設備が老朽化していることから、老朽化対策工事を行うとともに、高齢者で文字が読みづらい方や視力の弱い方でも読書に親しめる環境の整備として、企業版ふるさと納税を活用して、大活字本等を購入します。

4、安全で安心して暮らせるまち。

切迫性が指摘されている地震・風水害等の自然災害対策として、ブロック塀倒壊による被害のリスク軽減を図るため、通学路や緊急輸送道路を中心に、ブロック塀の耐震診断調査を行います。

また、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化率向上を図ることを目的として、耐震診断費用及び耐震改修工事等費用の助成制度を拡充します。

消防団については、消防技術の向上と団員の確保を図るため、消防団員を対象とした資格取得に対する助成制度を創設します。また、消防力の維持・向上のため、老朽化した消防用ホースの更新や災害時救助用エアージャッキを購入するなど、消防資機材の計画的な整備を行ってまいります。

防災に関する知識や技術を習得する防災講座、地域防災リーダー養成講座に加えて、地域防災力を向上させる取組の一環として、災害時に役立つ自助の取組や自分自身や大切な人の命を守るための防災について学ぶ「親子防災イベント」を新たに実施します。

地域防災計画に基づき、災害時の避難所対策に必要な備蓄食料や防災資機材を計画的に整備・更新します。

防犯対策では、地域防犯力の向上を図るため、新たに3か所の防犯カメラを設置します。

交通安全対策としては、引き続き、交通指導隊及び警察と連携した街頭での交通安全指導を実施します。また、令和5年10月から開始した自転車乗車用ヘルメット着用促進補助制度を推進することで、ヘルメット着用の普及拡大に取り組みます。

5、自然が豊かで環境に配慮するまち。

近年、甚大な被害をもたらす自然災害が地球規模で発生し、国内でも猛暑や集中豪雨などの異常気象が頻発しています。その原因とされる地球温暖化に対して、「ゼロカーボンシティ」を表明している本町においても、対策を一段と強化していく必要があります。

2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現することを目的に創設した「開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度」については、国の重点対策加速化事業を活用し、全国で初めて国の住民向け補助金に町の補助金を合算して交付できるようにしています。これらの先駆的取組の優位性を生かして、引き続き、町民や町内の中小企業を対象とした補助制度を推進いたします。

さらに、気候変動適応の一環として、高齢者の熱中症対策のために、65歳以上の高齢者のみまたは65歳以上の高齢者と障害者の方のみで構成された低所得世帯のエアコン購入・設置費用の助成を行います。

また、町民センター、福祉会館、開成小学校及び開成南小学校の照明をLED化することで、町有公共施設からの二酸化炭素排出量の削減を図ります。

町の環境データの整理や町民の意見抽出などの基礎調査を実施し、生活環境や自然環境の現状や課題等を整理するために報告書を取りまとめるとともに、町の目指す環境像や目標、施策について検討し、環境施策の推進を図るために「環境基本計画2025～2032」を策定します。

きれいで美しいまちづくりのため、町と町民、事業者、団体などが連携した、地域の環境美化運動として「かいせいクリーンデー」を引き続き実施し、環境美化の啓発に努めます。

6、市の機能と景観が調和するまち。

良好な市街地の形成及びインフラの整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進します。令和6年度は、引き続き、土地売却検討者を対象とした用地交渉や、事業区域内にある建物の補償調査を開始します。

また、土地所有者の意向を計画に反映するよう土地の再配置に向けた調整を進めるとともに、土地区画整理審議会を開催し、土地の再配置となる仮換地の指定などを行います。

開成町都市計画マスタープランについては、県が実施する第8回線引き見直しにおける「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などとの整合性を図り、改定します。

また、企業誘致に向けた「足柄産業集積ビレッジ構想」について南足柄市と連携して進めます。

町道については、安全で利用しやすい道路網の整備を計画的に推進します。榎本地

区の町道204号線の道路改良工事を行います。また、町道舗装維持整備計画や自治会要望に基づき、順次、舗装補修を進めます。

水路については、大雨等により増水した水を適正に流すことで災害を未然に防ぐため、引き続き榎本地区の水路整備工事を行います。

上水道については、安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、第5水源地取水ポンプの更新工事を行うなど、計画的に水道施設の改修を進めます。

下水道については、汚水処理整備計画のアクションプランに基づき、環境衛生の向上と水路の水質保全のため、未整備区域の整備を進めます。

7、個性豊かな産業と文化を育成するまち。

個性豊かな町の産業を育成するため、農業や商工業の活性化を図ります。

農業については、地域農業を支える担い手の育成及び経済的支援を行うとともに、水田を活用した高付加価値型の農業を推進します。また、開成町農業振興補助制度に、開成弥一芋の生産拡大に対する助成を追加します。

今後、高齢化や人口減少により、農業従事者が減少し、遊休農地の拡大や、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されていることから、農地の集約化等に向けた取組を加速化させる必要があります。そのためにも、人・農地プランが法定化されたことに伴い、目指すべき将来の農地利用の姿をより明確化する「(仮称)開成町地域計画」を策定します。

商工業については、あじさいまつりや阿波おどりなどの開催により、町民相互の連携強化や都市住民との交流を通じた、町内経済の活性化を図ります。

北部地域や町農産物の魅力を多くの観光客に知ってもらうため、収穫体験等を行う着地型観光ツアー及びインバウンドツアーの受入れを通じて、観光振興を図ります。

8、効率的な自治体経営を進めるまち。

厳しい財政状況の中で、町民生活を重視した施策をより効果的かつ効率的に実施していくためには、最小の経費で最大の効果をあげることを常に意識する必要があります。

現行の第五次開成町総合計画後期基本計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度を始期とする新たな総合計画並びに基本計画を策定します。

町民の利便性の向上を図るため、電子申請システムにキャッシュレス決済機能を追加し、各種証明書の交付申請と交付手数料の支払いのオンライン化を進めます。また、町のLINE公式アカウントにおいて、登録者が必要な行政情報を選択できるセグメント配信や得たい情報に直結するためのメニューを増やすなど、機能の拡大を図ります。

デジタル技術の活用により効率的で質の高い働き方を実現するため、生成AIツール、紙帳票電子化ツール、文書管理システムを導入します。

また、災害時の要支援者情報について、支援者の名簿を地図情報との連動により可視化する地域福祉支援システムを導入します。

まちづくりの手法として注目される官民連携（PPP・PFI）を中心に、今後の

町政運営に資する方策を調査・研究します。

結びになります。昨年5月、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、経済活動や我々の社会がようやく正常化に向けて進み始めました。今後も日常を取り戻す動きが継続するものと思われ。同時に、コロナ禍によって加速した社会環境や生活様式の変化に対して、行政サイドも迅速かつ適切に対応することが求められます。

開成町は今日まで、先人たちの御尽力が結実し、民間企業からの投資をいただく中で、引き続き人口が増加するなど発展を続けております。この好環境の持続性を高めつつ、町民の皆様により一層笑顔になっていただけるよう、前向きに「ALLかいせい」の精神で、まちづくりに邁進してまいります。

令和6年度は、町の最上位計画である第五次総合計画の最終年度にあたり、1つの区切りとなります。その総点検を行いつつ、次期計画の策定に向けて、町民の皆様とともに開成町の未来像を描き、あるべき姿に向かって行動してまいります。繰り返してまいります。特に、親子の健康を守る施策や乳幼児期の切れ目ない支援、安心して生み育てられる環境の充実、開成町ならではの教育の魅力を向上させるための教育環境の充実など、開成町の「未来を担う人を育てる取組」、町民の皆さんに、いつまでも、元気に、自分らしく暮らしていただくための施策や、町民・企業・団体等との協働による施策など、町民の皆さんの「暮らしや健康を守り、生活の質を向上させる取組」、町民本位の行政DXの推進や駅前通り線周辺地区土地区画整理事業、ゼロカーボンシティの実現を目指す施策、感染症・震災・風水害等に備えた災害対策、施設の老朽化等対策など、「社会環境の変化に対応し、持続可能なまちをつくる取組」に注力してまいります。

新年度の施策を進めるにあたり、議会の皆様には、一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和6年度開成町当初予算案並びに町政運営に対する所信の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○副議長（前田せつよ）

町長による説明が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は、一般会計から順次細部説明を行います。細部説明に入りますので、三役の方の出席は結構でございます。

お疲れ様でした。本日はこれにて散会といたします。

午後2時26分 散会